

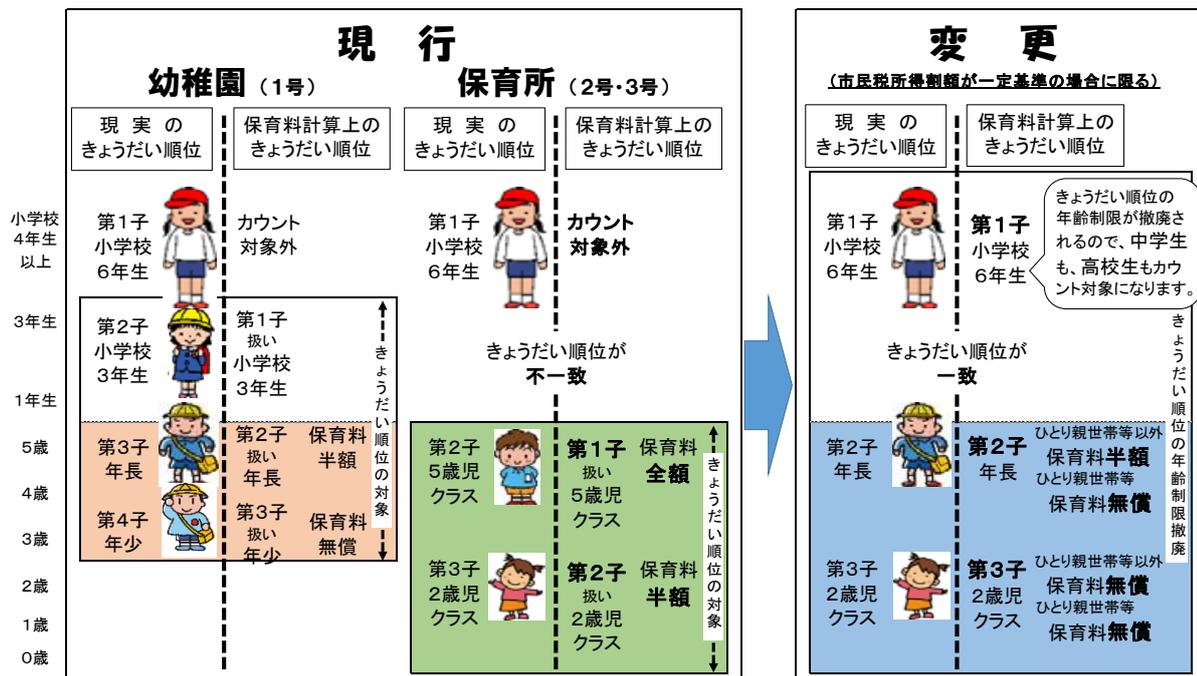
2016（平成28）年度 利用者負担等（保育料）の改正について

多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担額等（以下「保育料」という）に係る多子軽減の特例措置を次のとおり拡充します。

1. 改正の内容

- (1) 多子世帯（市民税所得割額が一定基準の場合に限る）の保育料における「きょうだい順位」（きょうだいが第何子であるか）を決定する際に対象となる子どもの年齢制限を撤廃します。
- (2) ひとり親世帯等（市民税所得割額が一定基準の場合に限る）の保育料は、第1子半額、第2子以降は無償とします。（ひとり親世帯等以外の世帯については現行どおり、第1子全額、第2子半額、第3子以降無償）

2. 改正の適用日 2016年4月1日



支給認定	世帯区分	対象世帯の基準	きょうだい順位の年齢制限	多子軽減の内容
1号 ※1	ひとり親世帯等を除く多子世帯	※3 市民税所得割額 77,101円未満	現行 3歳から ※4 小学校3年生まで	第1子全額、第2子半額、第3子以降無償
	ひとり親世帯等 ※2		変更 年齢制限無	現行 第1子全額、第2子半額、第3子以降無償 変更 第1子半額、第2子以降無償
2号・3号 ※1	ひとり親世帯等を除く多子世帯	市民税所得割額 57,700円未満	現行 0歳から 小学校入学前まで	第1子全額、第2子半額、第3子以降無償
	ひとり親世帯等 ※2	市民税所得割額 77,101円未満	変更 年齢制限無	現行 第1子全額、第2子半額、第3子以降無償 変更 第1子半額、第2子以降無償

※1 支給認定 1号：3歳以上 教育時間のみ 4時間（教育時間）
2号：3歳以上 保育の必要性あり 8時間（短時間）・11時間（標準時間）
3号：3歳未満 保育の必要性あり 8時間（短時間）・11時間（標準時間）

※2 ひとり親世帯等 ひとり親の世帯、障がいがある保護者または子どもがいる世帯です。子どもが一人のひとり親世帯等の場合、保育料は半額に軽減されます。

※3 市民税所得割額 所得割額の金額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除は、保育料算定上対象とはなりません。上記の所得割額以上の世帯は現行どおりの多子軽減の内容となります。

2016年度私立幼稚園補助金の変更点について

変更点①入園促進補助金を分割し、保護者補助金に合算して支給します

2015年度		2016年度	
入園促進補助金	入園時のみ10,000円	-	-
保護者補助金(市上乗せ分)	月額 3,000円	保護者補助金(市上乗せ分)	月額 3,300円

3年間在園された場合、月額300円×12ヶ月=3,600円、年間3,600円×3年=10,800円の補助となります。

変更点②市民税所得割額77,100円以下の世帯で、 きょうだい順位の年齢制限を撤廃します

例)市民税所得割額77,100円以下で、19歳・8歳・5歳・3歳の子どもがいる世帯

2015年度		2016年度	
対象	同一世帯に属し保護者が扶養する子ども	保護者と生計が同一の子(別居含む)	
年齢	小学校3年生まで	制限なし	
	19歳 (大学2年生) → 園児順位に含めない		19歳 (大学2年生) → 第1子
	8歳 (小学校3年生) → 第1子		8歳 (小学校3年生) → 第2子
	5歳 (年長) → 第2子		5歳 (年長) → 第3子
	3歳 (年少) → 第3子		3歳 (年少) → 第4子

<就園奨励費補助金>		<就園奨励費補助金>	
5歳(年長) ※第2子扱い	211,000円	5歳(年長) ※第3子扱い	308,000円
3歳(年少) ※第3子扱い	308,000円	3歳(年少) ※第4子扱い	308,000円

変更点③市民税所得割額77,100円以下のひとり親世帯等の補助金を増額します

2015年度			2016年度		
市民税非課税世帯	第1子	272,000	市民税非課税で ひとり親世帯等	第1子	308,000
	第2子	290,000		第2子	308,000
	第3子	308,000		第3子	308,000
市民税所得割額 77,100円以下 の世帯	第1子	115,200	市民税所得割額 77,100円以下 で ひとり親世帯等	第1子	217,000
	第2子	211,000		第2子	308,000
	第3子	308,000		第3子	308,000

※ひとり親世帯等以外の世帯は補助額の変更無し

ひとり親世帯等とは・・・

1)離婚、死別などの理由により配偶者のいない方が、児童を扶養している世帯

※ただし児童を扶養する父又は母が市民税非課税であり、かつ同居の祖父母が市民税を課税されている場合、ひとり親世帯等にはあたりません。

2)父母又は児童が次の①～③のいずれかに該当する世帯

- ①身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)・精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けている
- ②特別児童扶養手当を受給している
- ③国民年金の障害基礎年金等を受給している

※ただし児童を扶養する父母が市民税非課税であり、かつ同居の祖父母が市民税を課税されている世帯で祖父母が①～③のいずれかに該当する場合は、ひとり親世帯等に当たります。